

別表（審査基準）

審査項目	審査基準	点数													
業務体制、 業務実績等	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定について実績を有しており、そのノウハウを本業務に活用できるか。	10	20												
	業務の実施体制や人員体制は、業務を安定的に行うために十分なものか。	10													
企画提案	障害者基本法、国の障害者基本計画、県の障害者計画その他関係法令等を熟知し、業務の目的を十分に理解した提案であるか。	5	50												
	国の動向を踏まえ、市の現状と課題を的確に分析し、障がい者を取り巻く環境や制度の変化を反映した提案であるか。	10													
	計画の基本理念、基本方針、基本目標等の設定について、専門的な知見を踏まえた提案であるか。	10													
	調査結果の分析や量の見込みの算出方法、今後の方針や施策等の設定について、専門的な知見を踏まえた提案であるか。	10													
	アンケート調査、事業所等へのヒアリング調査について、調査対象者に対する調査方法などは、現計画を踏まえ、次期計画のための課題を把握しやすい提案であるか。また、回収率を上げるための工夫や提案があるか。	10													
	策定期間中に開催される委員会等への出席や、会議に必要な資料の作成、助言等の支援、国の動向や先進事例に関する情報提供など、運営への支援が具体的であるか。	5													
工程	本業務の全体像をイメージし、具体的かつ実現可能な工程計画予定表となっているか。	5	5												
アピール	仕様書の内容をさらに充実させるようなアイデアや市の現状や課題を踏まえた独創的な提案があるか。	5	5												
価格	提案に対する見積価格が妥当であり、市に有益な価格であるか。 ※採点方法 （見積価格÷有効見積価格の平均価格×100）-100 により算出した数値に対し以下のとおり点数を付す。小数点第2位以下は四捨五入。 <table><tr><th>数値</th><th>点数</th></tr><tr><td>-10.1 以下</td><td>20</td></tr><tr><td>-5.1～-10.0</td><td>16</td></tr><tr><td>+5.0～-5.0</td><td>12</td></tr><tr><td>+10.0～+5.1</td><td>8</td></tr><tr><td>+10.1 以上</td><td>4</td></tr></table> ※本市の契約上限額を上回る場合は、失格となります。	数値	点数	-10.1 以下	20	-5.1～-10.0	16	+5.0～-5.0	12	+10.0～+5.1	8	+10.1 以上	4	20	20 ※事務局採点
数値	点数														
-10.1 以下	20														
-5.1～-10.0	16														
+5.0～-5.0	12														
+10.0～+5.1	8														
+10.1 以上	4														
計		100													

採点基準（5点の項目の場合は1/2）

大変よい：10点　よい：8点　ふつう：6点　やや劣る：4点　劣る：2点

※参加事業者が1者の場合は、審査基準に基づき審査を実施し、審査基準点（価格項目を除く）の6割以上を得た場合に候補者とする。